



第2章

障がい者(児)を取り巻く状況

1 障害者手帳所持者等の状況

(1) 人口の推移

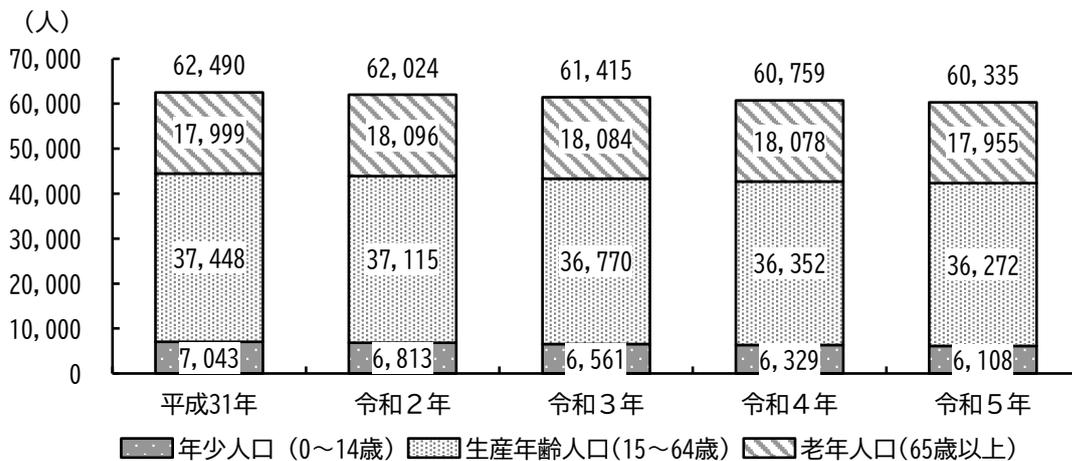
本市の人口は、平成31年以降減少傾向で推移しており、令和5年には60,335人となっています。これを年齢三区分別人口で見ると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少しているとともに、65歳以上の老年人口も令和2年以降ゆるやかに減少しています。また、老年人口は令和5年で17,955人と人口の29.8%を占めており、高齢化が進行しています。

世帯数はやや増加していますが、令和5年の一世帯あたりの人員は2.22人となっています。

年齢三区分別人口・世帯数の推移

項目	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	年度平均伸び率	
人口	年少人口(0～14歳)	7,043	6,813	6,561	6,329	6,108	0.97
	生産年齢人口(15～64歳)	37,448	37,115	36,770	36,352	36,272	0.99
	老年人口(65歳以上)	17,999	18,096	18,084	18,078	17,955	1.00
	合計(人)	62,490	62,024	61,415	60,759	60,335	0.99
世帯数(世帯)	26,331	26,553	26,553	26,853	27,127	1.01	
一世帯あたりの人員(人)	2.37	2.34	2.31	2.26	2.22	0.98	

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳*所持者数の推移をみるとほぼ横ばいで推移しており、令和5年で2,020人となり、総人口に占める割合は3.30%となっています。

年齢区分別では、18歳未満、18歳以上ともに大きな変化はみられません。

障がいの部位別では、令和5年で肢体不自由が919人（45.5%）と多数を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移

項目	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	年度平均伸び率
身体障害者手帳所持者数(人)	2,080	2,076	2,024	2,023	2,020	0.99
総人口(人)	62,490	62,024	61,415	60,759	60,335	0.99
総人口比(%)	3.33	3.35	3.30	3.30	3.30	1.00

資料：福祉課（各年4月1日現在）

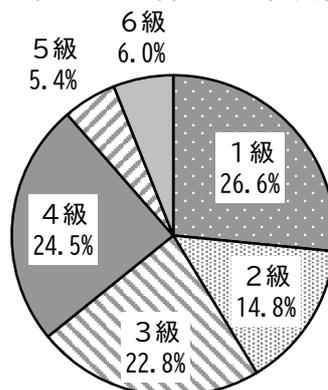
障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

項目	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	年度平均伸び率
1級	575	555	574	560	537	0.99
2級	284	291	283	290	298	1.01
3級	501	504	471	461	460	0.98
4級	490	500	472	491	494	1.00
5級	120	113	115	112	109	0.98
6級	110	113	109	109	122	1.03
計	2,080	2,076	2,024	2,023	2,020	0.99

資料：福祉課（各年4月1日現在）

令和5年における障がいの程度別割合



年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

項目	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	年度平均伸び率
18歳未満(障がい児)	33	30	30	30	30	0.98
18歳以上	2,047	2,046	1,994	1,993	1,990	1.00
計	2,080	2,076	2,024	2,023	2,020	0.99

資料：福祉課（各年4月1日現在）

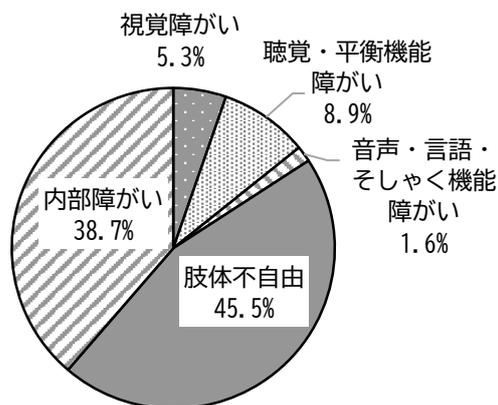
障がいの部位別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

項目	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	年度平均伸び率
視覚障がい	110	111	114	115	107	1.00
聴覚・平衡機能障がい	162	164	166	170	180	1.03
音声・言語・そしゃく機能障がい	30	29	27	24	33	1.04
肢体不自由	1,056	1,030	980	944	919	0.97
内部障がい	722	742	737	770	781	1.02
計	2,080	2,076	2,024	2,023	2,020	0.99

資料：福祉課（各年4月1日現在）

令和5年における障がいの部位別割合



身体障害者手帳所持者数（年齢・障がいの部位別・程度別）

単位：人

項目	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18歳未満（障がい児）	10	7	8	2	0	3	30
視覚障がい	0	0	1	0	0	0	1
聴覚・平衡機能障がい	0	3	3	0	0	2	8
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	6	4	3	2	0	1	16
内部障がい	4	0	1	0	0	0	5
18歳以上	527	291	452	492	109	119	1,990
視覚障がい	20	56	9	4	15	2	106
聴覚・平衡機能障がい	2	25	22	44	0	79	172
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	1	24	8	0	0	33
肢体不自由	145	191	238	197	94	38	903
内部障がい	360	18	159	239	0	0	776
計	537	298	460	494	109	122	2,020
視覚障がい	20	56	10	4	15	2	107
聴覚・平衡機能障がい	2	28	25	44	0	81	180
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	1	24	8	0	0	33
肢体不自由	151	195	241	199	94	39	919
内部障がい	364	18	160	239	0	0	781

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳*所持者数の推移をみるとやや増加傾向にあり、令和5年で517人となっています。過去5年間の平均伸び率で増加傾向となっています。

障がいの程度別では、C判定（軽度）が令和5年で202人と多数を占めています。

療育手帳所持者数の推移

項目	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	年度平均伸び率
療育手帳所持者数（人）	477	487	510	504	517	1.02
総人口（人）	62,490	62,024	61,415	60,759	60,335	0.99
総人口比（%）	0.76	0.79	0.83	0.83	0.86	1.03

資料：福祉課（各年4月1日現在）

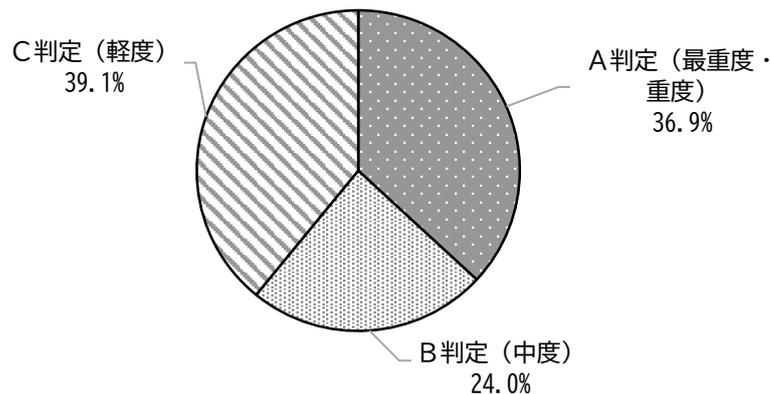
障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

項目	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	年度平均伸び率
A判定（最重度・重度）	193	193	199	197	191	1.00
B判定（中度）	126	126	127	128	124	1.00
C判定（軽度）	158	168	184	179	202	1.06
計	477	487	510	504	517	1.02

資料：福祉課（各年4月1日現在）

令和5年における障がいの程度別割合



年齢区分別療育手帳所持者数の推移

単位：人

項目	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	年度平均 伸び率
18歳未満(障がい児)	140	142	144	140	154	1.03
18歳以上	337	345	366	364	363	1.02
計	477	487	510	504	517	1.02

資料：福祉課（各年4月1日現在）

療育手帳所持者数（年齢別・障がいの程度別）

単位：人

項目	A判定 (最重度・重度)	B判定(中度)	C判定(軽度)	計
18歳未満(障がい児)	39	20	95	154
18歳以上	152	104	107	363
計	191	124	202	517

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

精神障害者保健福祉手帳*所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和5年で793人となっています。

障がいの程度別では、2級が令和5年で535人と多数を占めています。過去5年間の平均伸び率も他に比べて伸びています。

年齢別では、令和5年で18歳未満が28人と人数としては少ないものの、平均伸び率が1.28と、大きく増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

項目	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	年度平均伸び率
精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)	609	651	702	772	793	1.07
自立支援医療(精神通院)受給者数(人)	1,276	1,249	1,500	1,473	1,588	1.06
計(人)	1,885	1,900	2,202	2,245	2,381	1.06
総人口(人)	62,490	62,024	61,415	60,759	60,335	0.99
総人口比(%)	3.02	3.06	3.59	3.69	3.95	1.07

資料：福祉課（各年4月1日現在）

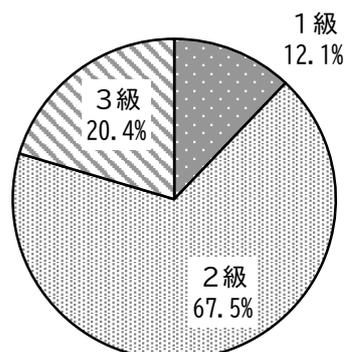
障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

項目	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	年度平均伸び率
1級	83	90	104	109	96	1.04
2級	399	416	451	504	535	1.08
3級	127	145	147	159	162	1.06
計	609	651	702	772	793	1.07

資料：福祉課（各年4月1日現在）

令和5年における障がいの程度別割合



年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

項目	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	年度平均 伸び率
18歳未満(障がい児)	13	26	31	32	28	1.28
18歳以上	596	625	671	740	765	1.06
計	609	651	702	772	793	1.07

資料：福祉課（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別・障がいの程度別）

単位：人

項目	1級	2級	3級	計
18歳未満(障がい児)	2	16	10	28
18歳以上	94	519	152	765
計	96	535	162	793

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

（5）難病患者の状況

難病患者数の推移をみると、令和3年に減少し転じたものの、令和4年には再び増加しており、令和4年度末で427人となっています。

難病患者数の推移

項目	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	年度平均 伸び率
難病患者数（人）	387	428	415	427	1.03

資料：津島保健所（各年度末現在）

2 障がい者（児）の社会参加状況

(1) 就学等の状況

① 小学校就学前の障がい児の教育・保育

各施設の通園児数は以下とおりなっています。

市内保育所及び認定こども園の障がい児保育数の推移

単位：人

保育所等名		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
公立	共存園保育所	1	2	5	6	2
	新開こども園	6	6	5	2	4
	小計	7	8	10	8	6
私立	神島田こども園	2	3	5	5	2
	あたごこども園	0	0	0	1	1
	神守こども園	2	1	0	0	0
	蛭間保育園	1	1	2	1	2
	真こども園	4	1	1	1	3
	三和第一保育園	2	2	3	3	1
	三和第二保育園	1	1	1	1	1
	ふじなみこども園	1	1	0	1	1
	唐臼こども園	3	4	3	5	6
	昭和幼稚園	4	3	0	2	5
小計	20	17	15	20	22	
計		27	25	25	28	28

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

② 小・中学校での障がい児教育

特別支援学級*は令和5年度で小学校に34学級、中学校に11学級あり、181人の児童・生徒が通学しています。

市内の小・中学校の特別支援学級、在籍者数の推移

単位：人

学校名	平成31年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	学級数 (学級)	在籍者数 (人)								
東小学校	5	13	4	13	4	14	4	16	4	19
西小学校	2	7	2	11	3	16	3	14	3	14
南小学校	2	9	2	10	2	11	2	9	3	16
北小学校	2	7	3	7	2	9	3	10	3	10
神守小学校	2	6	4	10	4	12	5	15	6	19
蛭間小学校	4	7	4	10	5	9	4	12	5	13
高台寺小学校	2	7	3	9	3	7	3	8	3	8
神島田小学校	6	25	6	23	6	27	7	29	7	31
小計	25	81	28	93	29	105	31	113	34	130
天王中学校	2	7	2	6	2	10	2	12	3	16
藤浪中学校	2	6	2	5	2	5	2	6	2	8
神守中学校	2	3	2	3	2	7	2	7	2	11
暁中学校	2	12	3	13	3	13	4	18	4	16
小計	8	28	9	27	9	35	10	43	11	51
計	33	109	37	120	38	140	41	156	45	181

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

特別支援学級の状況

区 分	学級数 (学級)	小学校在籍者数 (人)						計 (人)
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
知的障がい	12	6	7	15	12	5	13	58
自閉症・情緒障がい*	12	9	13	12	12	8	7	61
肢体不自由	1					1		1
言語障がい	3				1		2	3
難聴	2	1				2		3
弱視	1					1		1
病弱・身体虚弱	3	1	1	1				3
計	34	17	21	28	25	17	22	130

区 分	学級数 (学級)	中学校在籍者数 (人)			計 (人)
		1年	2年	3年	
知的障がい	4	7	11	6	24
自閉症・情緒障がい	6	8	10	8	26
肢体不自由	1		1		1
計	11	15	22	14	51

資料：学校教育課（令和5年5月1日現在）

③ 特別支援学校での障がい児教育

各特別支援学校の在籍者数（津島市）は以下のとおりとなっています。

特別支援学校の在籍者数（津島市）

学校名	小学部・中学部 在籍者数 (人)
愛知県立佐織特別支援学校	28
愛知県立一宮特別支援学校	6
愛知県立一宮聾学校	6
計	40

資料：学校教育課（令和5年11月1日現在）

(2) 障がい者雇用の状況

① 障がい者雇用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、障がい者雇用率*（法定雇用率）の確保は、令和5年より一般企業で2.3%、令和6年4月には2.5%、令和8年7月には2.7%と段階的に引き上げられることとなっています。

しかし、令和5年度の障がい者雇用率（法定雇用率）の状況は、2.40%となっており、津島公共職業安定所（ハローワーク）管内での実雇用率は県及び全国と比べ、上回っています。

民間企業の障がい者雇用状況

保育所等名	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
企業数（企業）	223	221	237	239	242
算定基礎労働者数（人）	30,535	30,877	31,916	31,711	32,187
雇用障がい者数（人）	637	693	673	691	774
実雇用率（%）	2.02	2.24	2.11	2.18	2.40
未達成企業の割合（%）	56.60	45.25	47.68	45.61	42.98
愛知県の雇用率（%）	2.02	2.08	2.14	2.19	2.28
全国の雇用率（%）	2.11	2.15	2.20	2.25	2.33

資料：津島公共職業安定所（ハローワーク）（各年6月1日現在）

3 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

津島市の障がい者等に対して、障がい者の現状、障がい福祉サービス等の利用状況、周知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握し、障がい者計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画の見直しのための基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査対象

当事者：津島市内在住の障害者手帳所持者（発達障がい、高次脳機能障がい*のある人を含む。）の中から無作為に抽出した 1,000 人

事業所：津島市内の事業所

団 体：津島市内の団体

③ 調査期間

令和5年8月

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
当事者	1,000 通	387 通	38.7%
事業所	28 通	19 通	67.9%
団体	11 通	9 通	81.8%

(2) 調査の結果

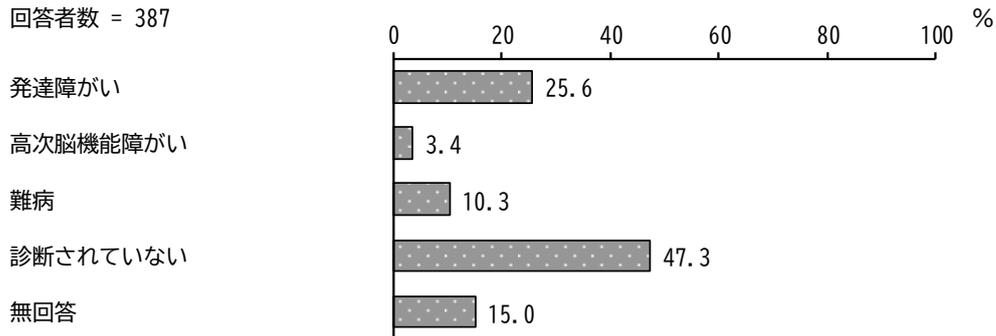
(2) - 1 当事者調査

① 回答者属性

ア 障がいや疾病の診断有無

「診断されていない」の割合が47.3%と最も高く、次いで「発達障がい」の割合が25.6%、「難病」の割合が10.3%となっています。

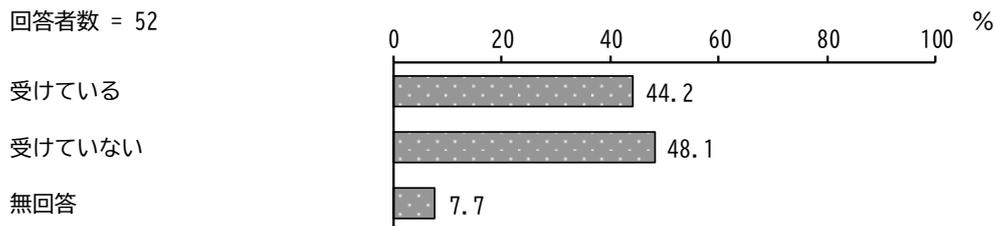
回答者数 = 387



イ 医療的ケアの利用有無

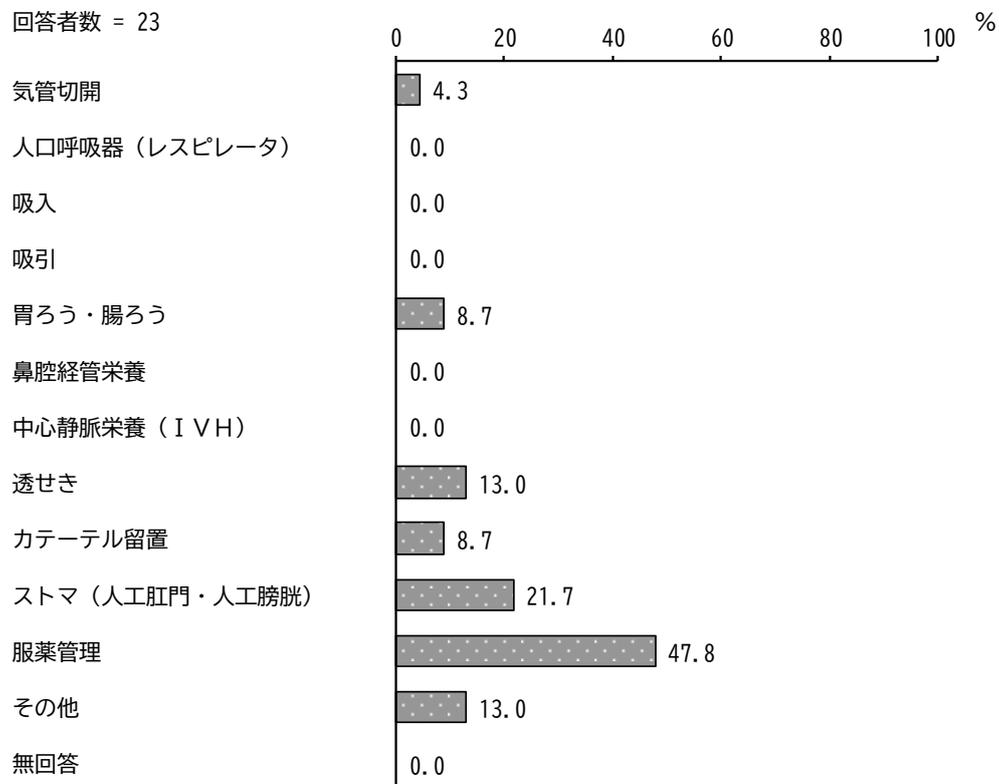
「受けている」の割合が44.2%、「受けていない」の割合が48.1%となっています。

回答者数 = 52



ウ 現在受けている医療的ケア

「服薬管理」の割合が47.8%と最も高く、次いで「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」の割合が21.7%、「透せき」の割合が13.0%となっています。

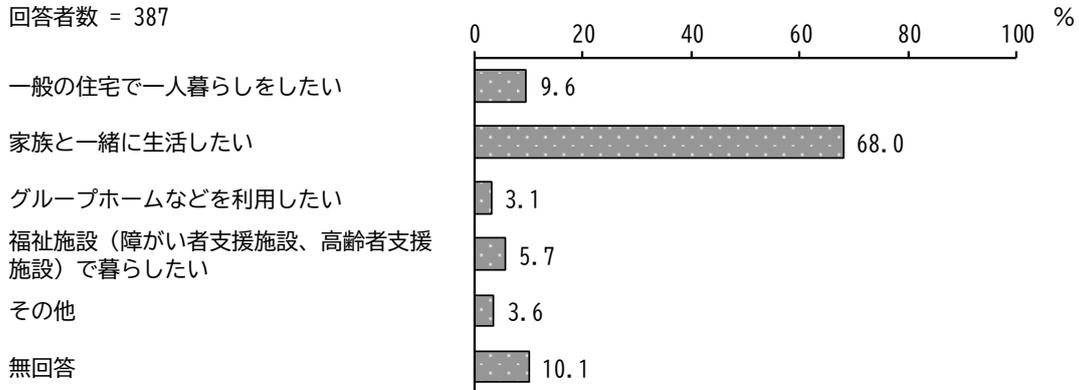


② 暮らしについて

ア 今後3年以内にどのような暮らしをしたいか

「家族と一緒に生活したい」の割合が68.0%と最も高くなっています。

回答者数 = 387

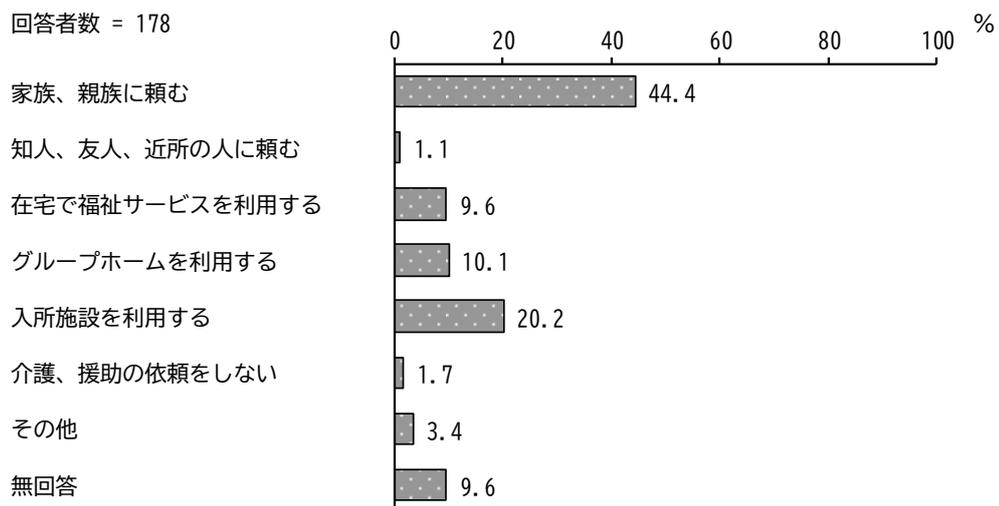


③ 介護・手助けについて

ア 介護、援助してもらえなくなった場合、どのようにしたいか

「家族、親族に頼む」の割合が44.4%と最も高く、次いで「入所施設を利用する」の割合が20.2%、「グループホームを利用する」の割合が10.1%となっています。

回答者数 = 178

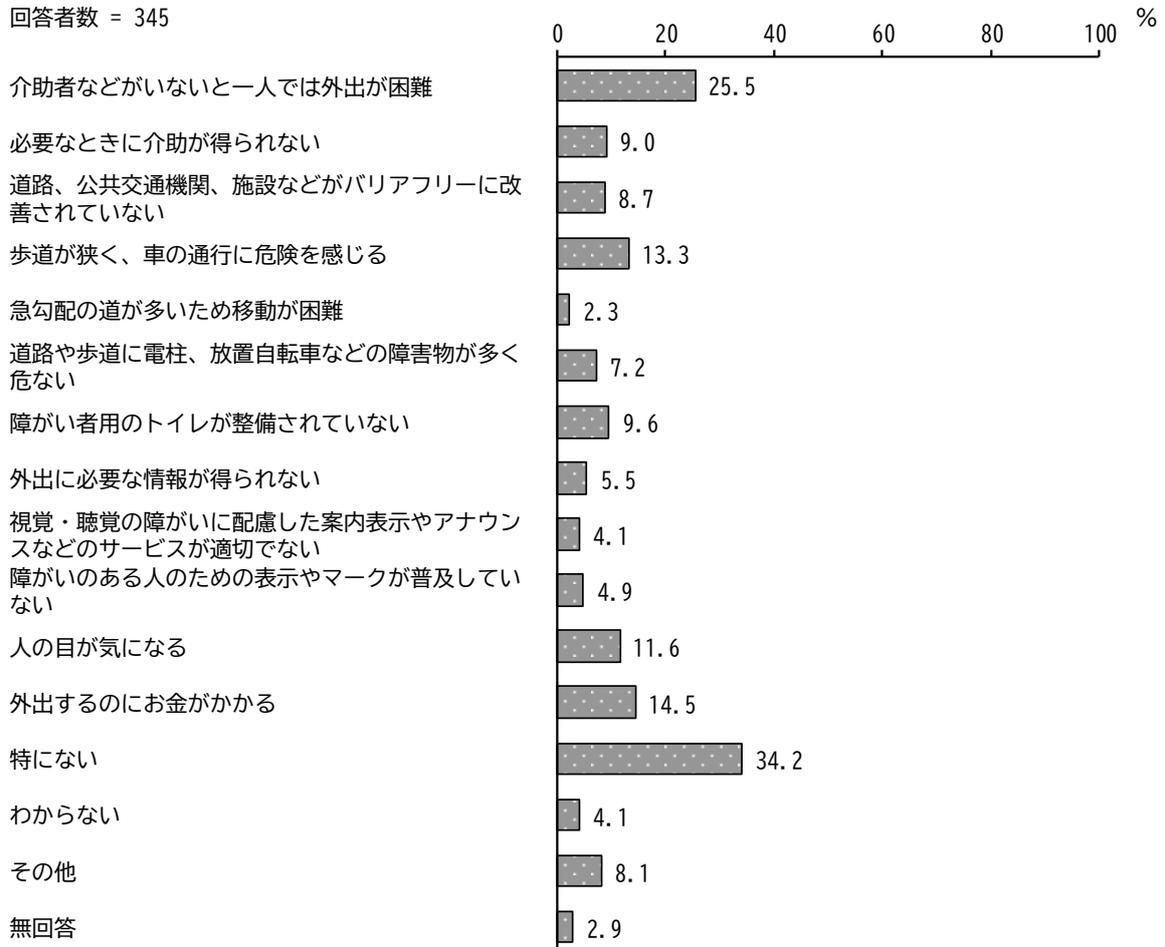


④ 外出について

ア 外出する上で、困ること

「特にない」の割合が34.2%と最も高く、次いで「介助者などがいないと一人では外出が困難」の割合が25.5%、「外出するのにお金がかかる」の割合が14.5%となっています。

回答者数 = 345

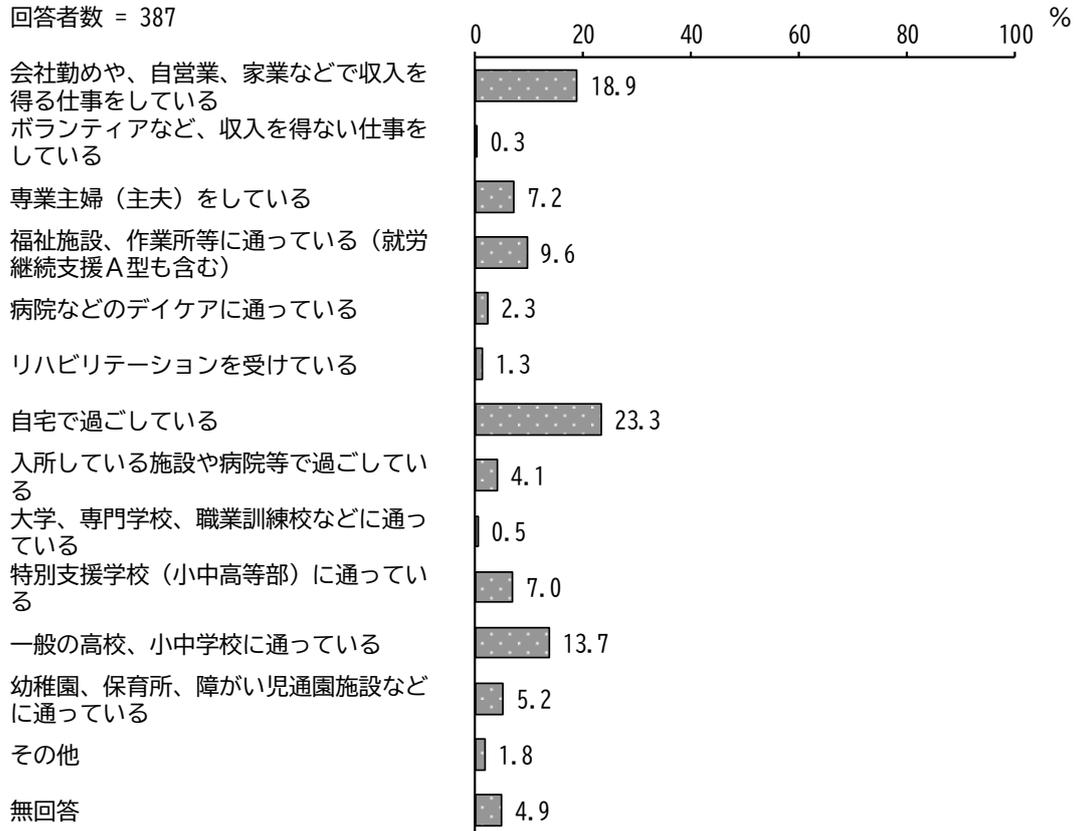


⑤ 日頃の過ごし方について

ア 平日の日中を主にどのように過ごしているか

「自宅で過ごしている」の割合が23.3%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」の割合が18.9%、「一般の高校、小中学校に通っている」の割合が13.7%となっています。

回答者数 = 387



【障がい種別】

障がい種別にみると、発達障がいでは「一般の高校、小中学校に通っている」の割合が、身体障がいでは「自宅で過ごしている」の割合が、難病では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	専業主婦(主夫)をしている	福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)	病院などのデイケアに通っている	リハビリテーション*を受けている	自宅で過ごしている
全体	387	18.9	0.3	7.2	9.6	2.3	1.3	23.3
身体障がい	202	22.8	0.5	10.9	4.5	3.5	2.0	35.6
知的障がい	107	13.1	—	0.9	19.6	—	—	9.3
精神障がい	78	23.1	—	7.7	17.9	2.6	1.3	21.8
重症心身障がい	1	—	—	—	—	—	—	—
発達障がい	99	13.1	—	1.0	10.1	—	—	7.1
高次脳機能障がい	13	7.7	—	—	15.4	7.7	7.7	15.4
難病	40	25.0	2.5	7.5	2.5	5.0	—	15.0

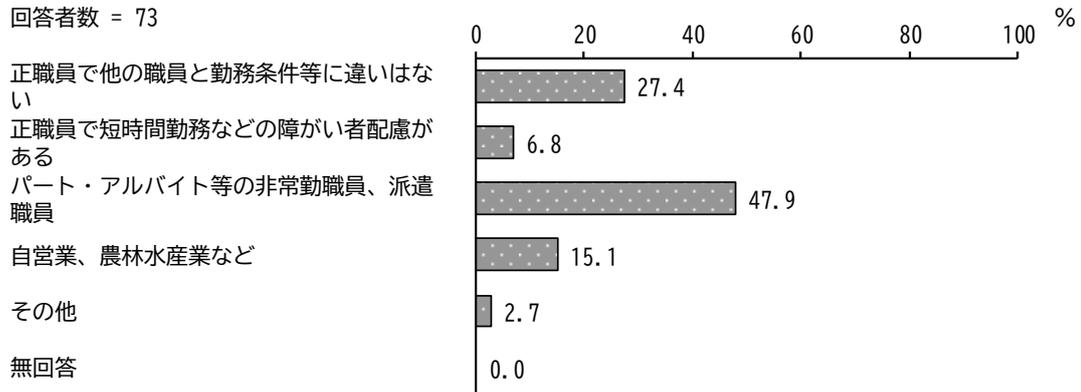
区分	入所している施設や病院等で過ごしている	大学、専門学校、職業訓練などに通っている	特別支援学校(小中高等部)に通っている	一般の高校、小中学校に通っている	施設などに通っている	幼稚園、保育所、障がい児通園	その他	無回答
全体	4.1	0.5	7.0	13.7	5.2	1.8	4.9	4.9
身体障がい	5.9	0.5	2.5	2.5	1.0	2.0	5.9	5.9
知的障がい	0.9	—	24.3	19.6	9.3	—	2.8	2.8
精神障がい	7.7	1.3	—	9.0	—	3.8	3.8	3.8
重症心身障がい	—	—	—	—	100.0	—	—	—
発達障がい	—	—	18.2	37.4	10.1	—	3.0	3.0
高次脳機能障がい	15.4	7.7	—	—	—	—	23.1	23.1
難病	5.0	—	7.5	7.5	5.0	5.0	12.5	12.5

⑥ 就労について

ア 勤務形態

「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が47.9%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が27.4%、「自営業、農林水産業など」の割合が15.1%となっています。

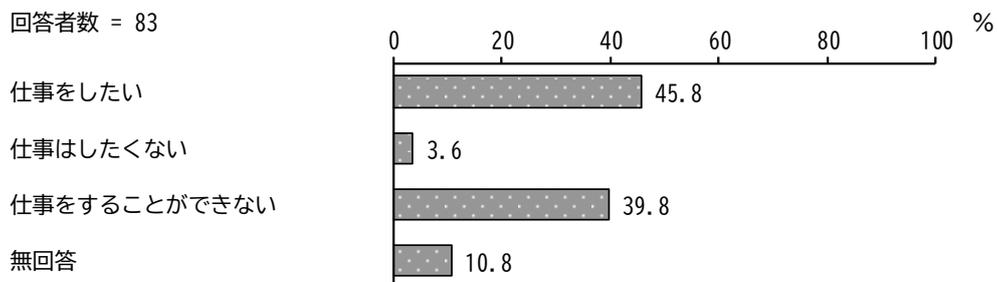
回答者数 = 73



イ 収入を得る仕事をしたいか

「仕事をしたい」の割合が45.8%と最も高く、次いで「仕事をすることができない」の割合が39.8%となっています。

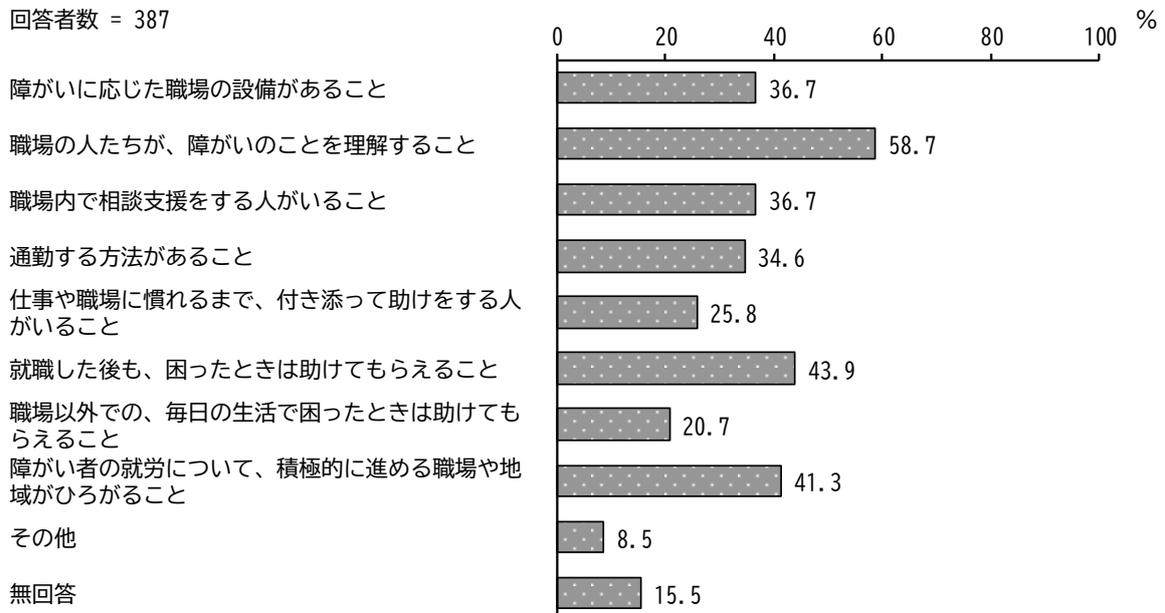
回答者数 = 83



ウ 仕事をするために必要なこと

「職場の人たちが、障がいのことを理解すること」の割合が58.7%と最も高く、次いで「就職した後も、困ったときは助けてもらえること」の割合が43.9%、「障がい者の就労について、積極的に進める職場や地域がひろがること」の割合が41.3%となっています。

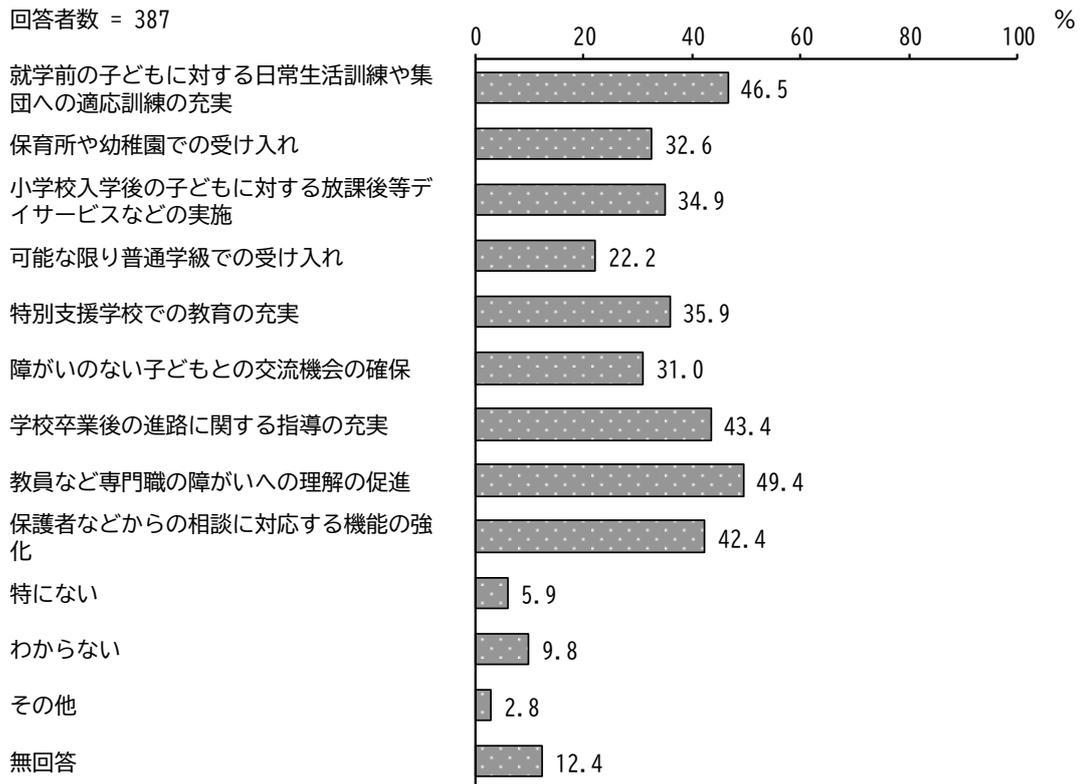
回答者数 = 387



⑦ 教育について

ア 保育や教育の充実を図るために必要なこと

「教員など専門職の障がいへの理解の促進」の割合が49.4%と最も高く、次いで「就学前の子どもに対する日常生活訓練や集団への適応訓練の充実」の割合が46.5%、「学校卒業後の進路に関する指導の充実」の割合が43.4%となっています。

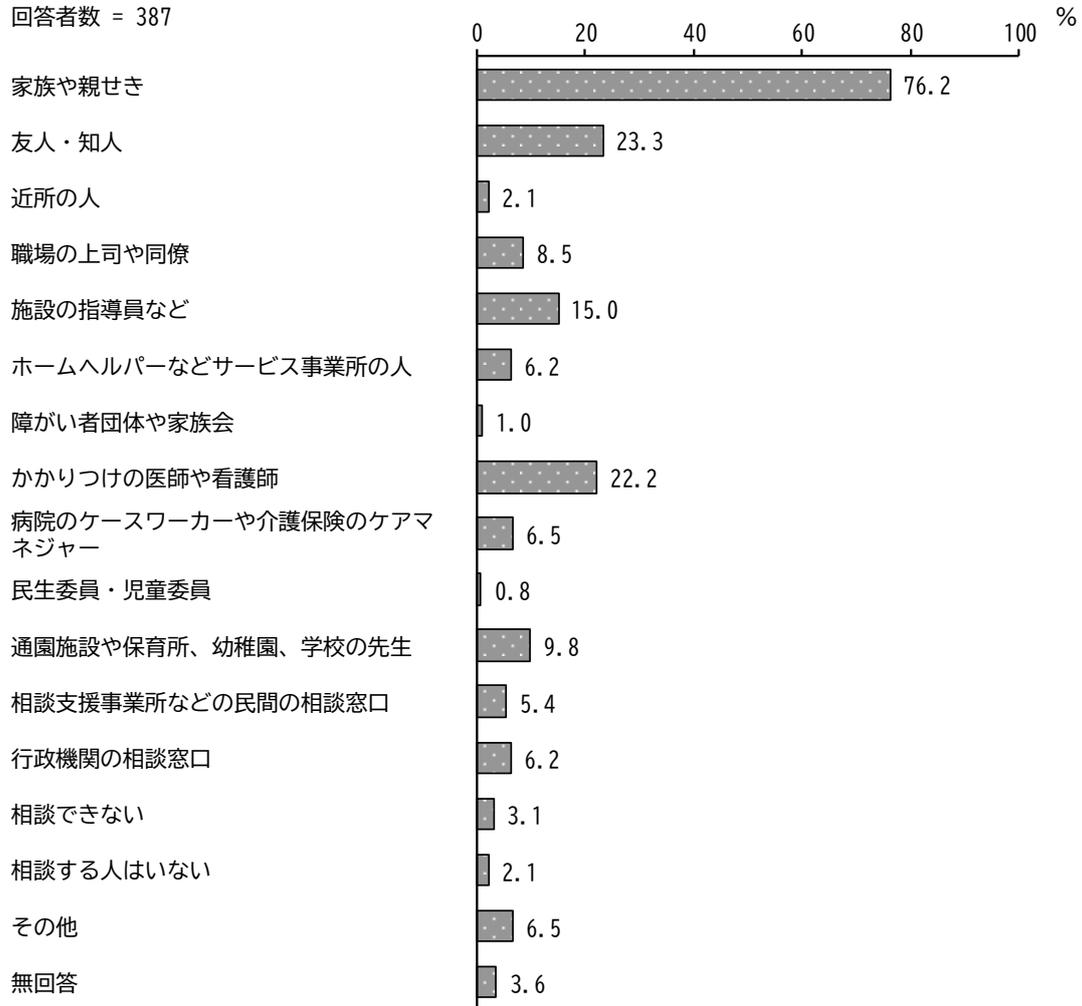


⑧ 相談相手について

ア 悩みや困ったことを相談する人

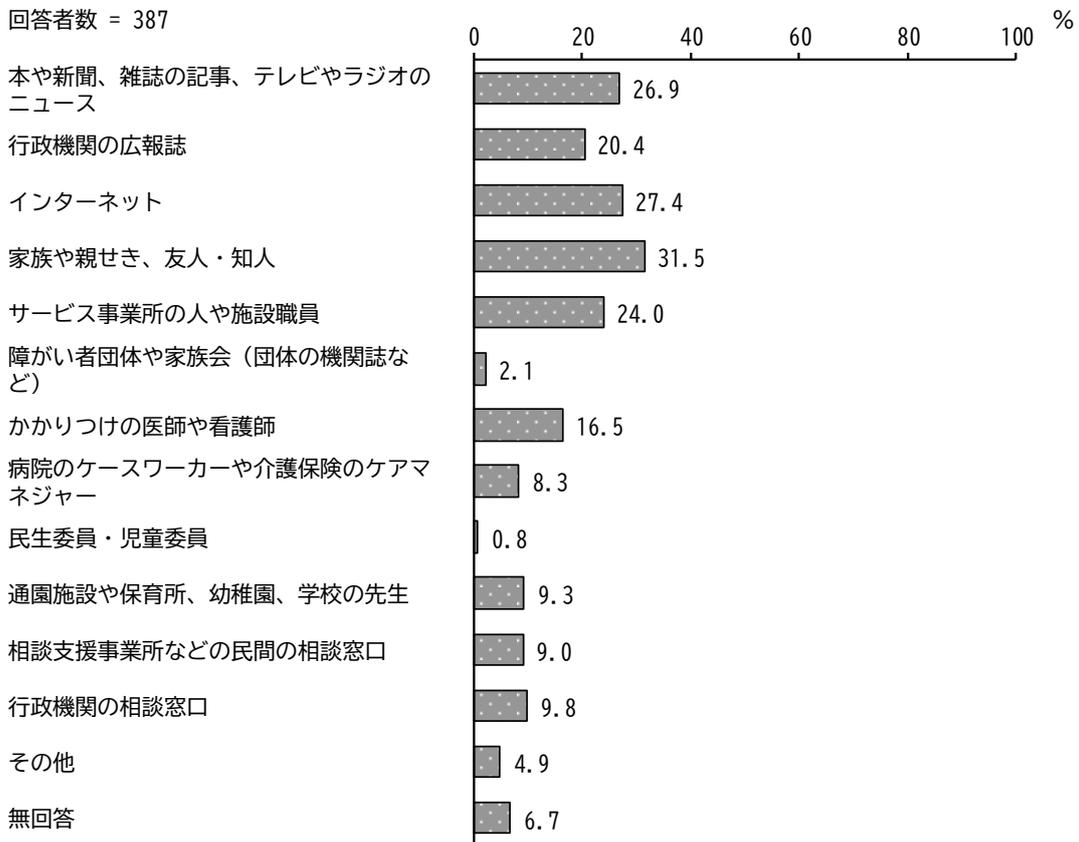
「家族や親せき」の割合が76.2%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が23.3%、「かかりつけの医師や看護師」の割合が22.2%となっています。

回答者数 = 387



イ 福祉サービスなどに関する情報収集

「家族や親せき、友人・知人」の割合が31.5%と最も高く、次いで「インターネット」の割合が27.4%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が26.9%となっています。

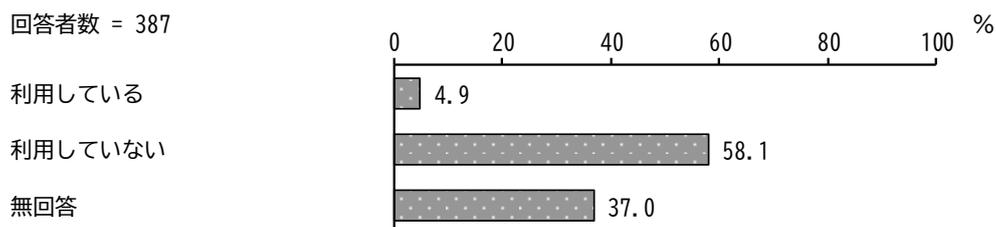


⑨ 障がい福祉サービスの利用有無

ア 訪問系サービス等の利用有無

居宅介護（ホームヘルプ）

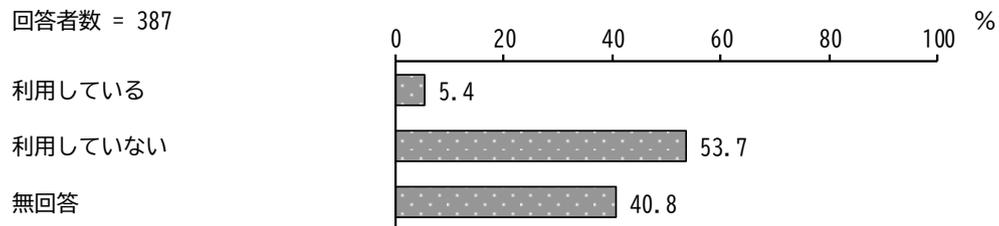
「利用している」の割合が4.9%、「利用していない」の割合が58.1%となっています。



イ 日中活動系サービス等の利用有無

生活介護

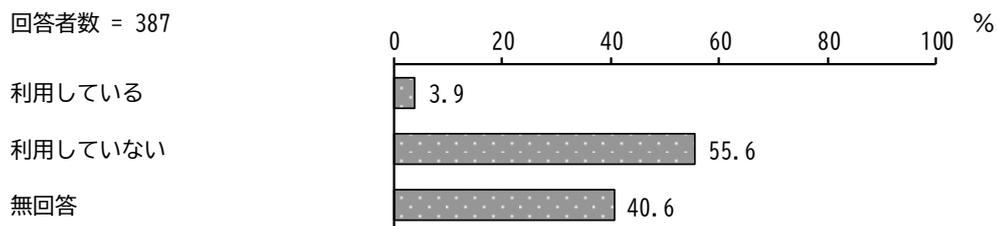
「利用している」の割合が5.4%、「利用していない」の割合が53.7%となっています。



ウ その他の福祉サービスの利用有無

短期入所（ショートステイ）

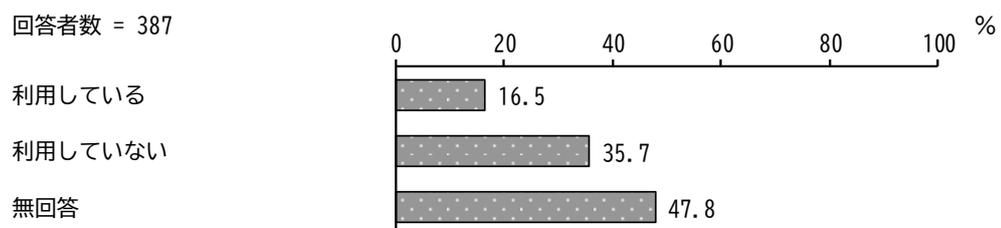
「利用している」の割合が3.9%、「利用していない」の割合が55.6%となっています。



エ 障がい児通所支援等の利用有無

放課後等デイサービス

「利用している」の割合が16.5%、「利用していない」の割合が35.7%となっています。

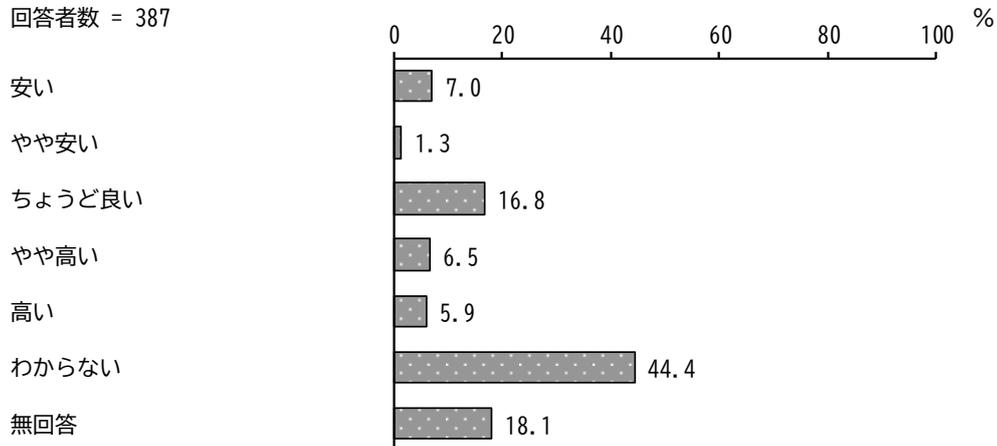


⑩ 障がい福祉サービスを利用したときに支払っているお金について

ア 支払うお金についてどう思うか

「わからない」の割合が44.4%と最も高く、次いで「ちょうど良い」の割合が16.8%となっています。

回答者数 = 387

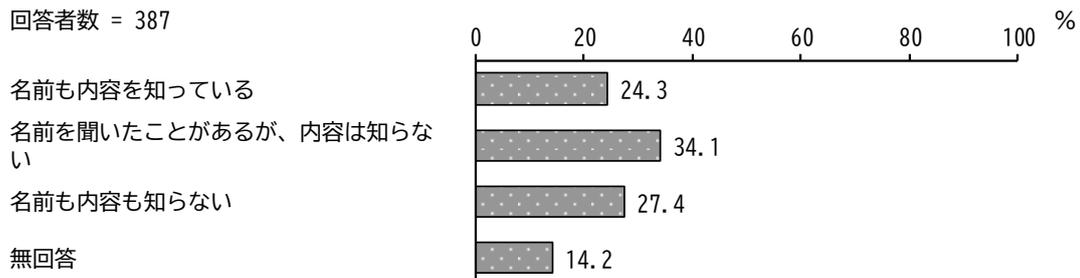


⑪ 成年後見制度について

ア 成年後見制度の認知度

「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が34.1%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」の割合が27.4%、「名前も内容を知っている」の割合が24.3%となっています。

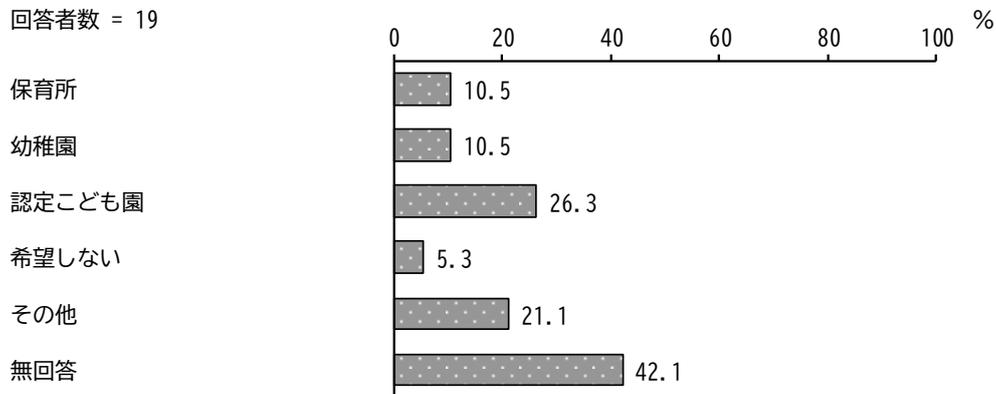
回答者数 = 387



⑫ 障がい児支援について

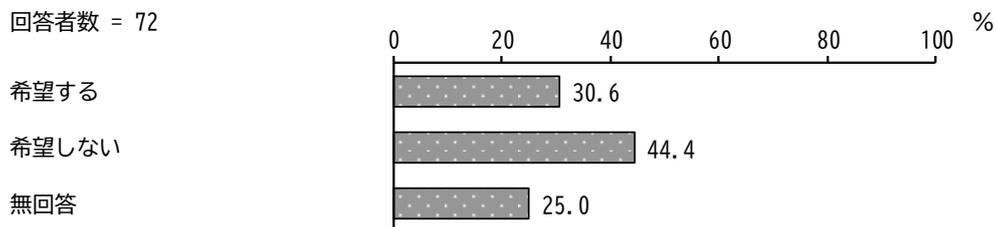
ア 今後、入所（園）の希望有無

「認定こども園」の割合が26.3%と最も高く、次いで「保育所」、「幼稚園」の割合が10.5%となっています。



イ 放課後児童健全育成事業（通称：児童クラブ）を希望有無

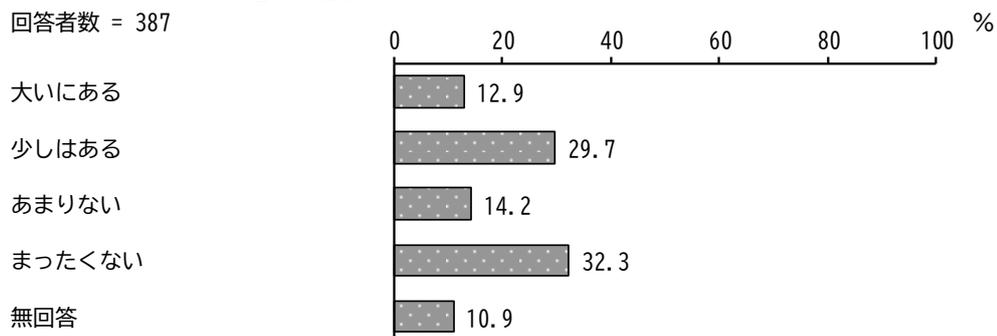
「希望する」の割合が30.6%、「希望しない」の割合が44.4%となっています。



⑬ 差別について

ア 差別を受けたり、いやな思いを感じたことがあるか

「まったくない」の割合が32.3%と最も高く、次いで「少しはある」の割合が29.7%、「あまりない」の割合が14.2%となっています。



【障がい種別】

障がい種別にみると、高次脳機能障がい、精神障がいで「少しはある」の割合が、発達障がいで「大いにある」の割合が高くなっています。

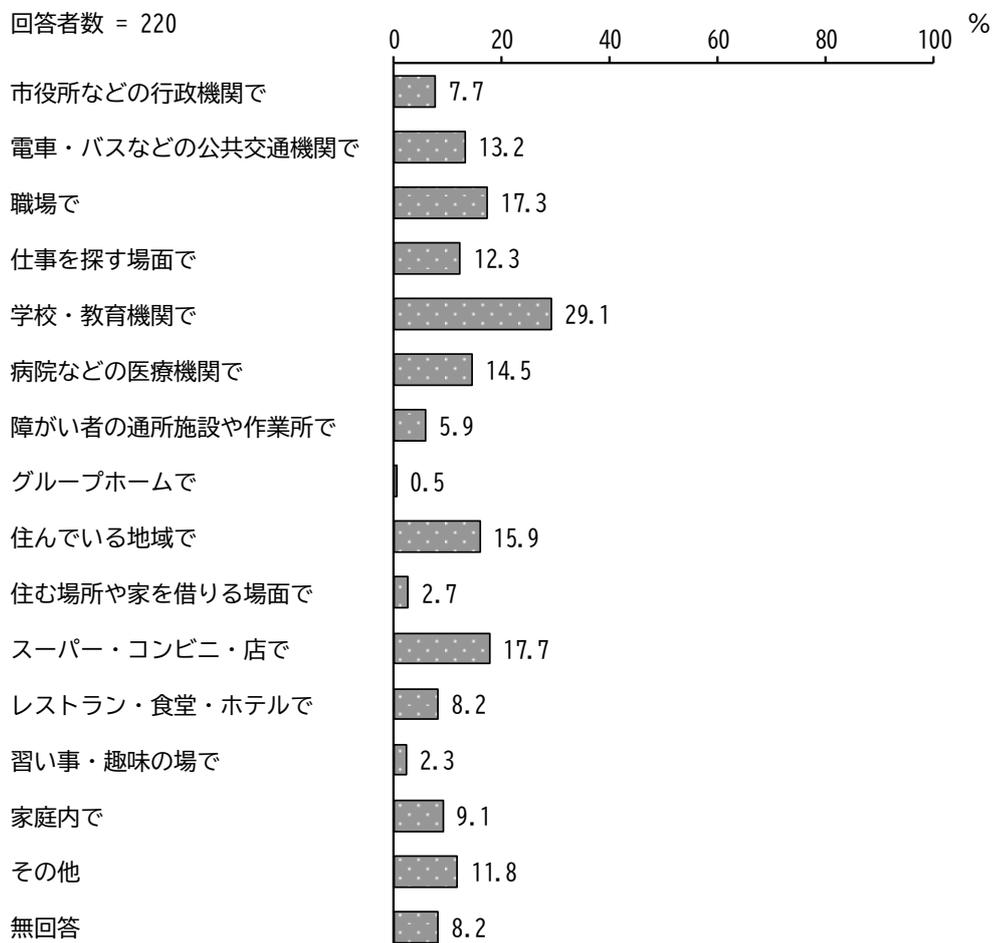
単位：％

区分	回答者数 (件)	大いにある	少しはある	あまりない	まったくない	無回答
全体	387	12.9	29.7	14.2	32.3	10.9
身体障がい	202	9.9	20.8	14.4	40.6	14.4
知的障がい	107	18.7	38.3	14.0	21.5	7.5
精神障がい	78	20.5	41.0	12.8	20.5	5.1
重症心身障がい	1	100.0	—	—	—	—
発達障がい	99	22.2	35.4	14.1	21.2	7.1
高次脳機能障がい	13	15.4	46.2	23.1	7.7	7.7
難病	40	20.0	20.0	20.0	37.5	2.5

イ 差別を受けたり、いやな思いをした場所

「学校・教育機関で」の割合が29.1%と最も高く、次いで「スーパー・コンビニ・店で」の割合が17.7%、「職場で」の割合が17.3%となっています。

回答者数 = 220

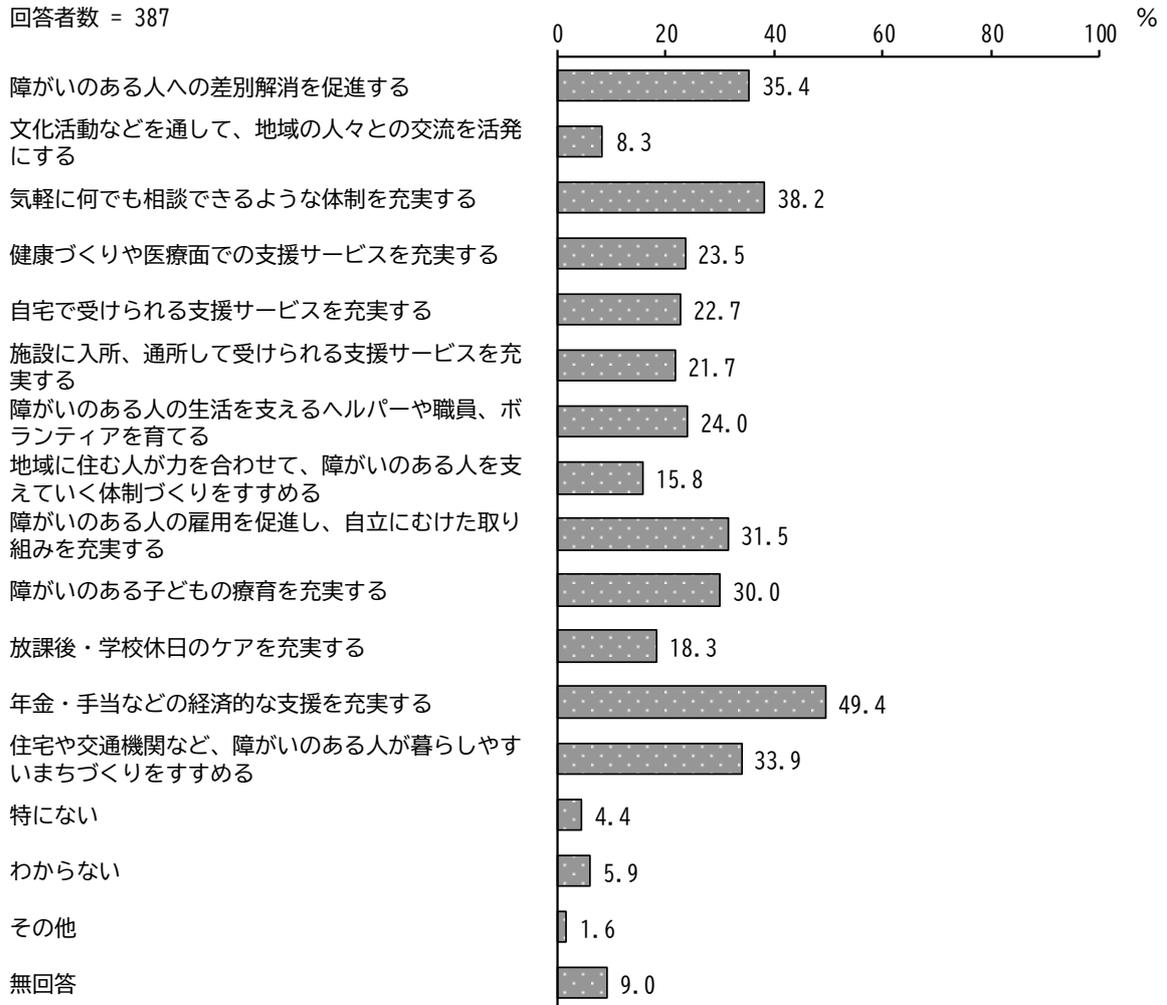


⑭ 障がい者福祉施策等について

ア 充実すべき障がい者福祉施策

「年金・手当などの経済的な支援を充実する」の割合が49.4%と最も高く、次いで「気軽に何でも相談できるような体制を充実する」の割合が38.2%、「障がいのある人への差別解消を促進する」の割合が35.4%となっています。

回答者数 = 387



【障がい種別】

障がい種別にみると、発達障がいでは「放課後・学校休日のケアを充実する」「障がいのある子どもの療育を充実する」の割合が、精神障がいでは「障がいのある人の雇用を促進し、自立にむけた取り組みを充実する」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	障がいのある人への差別解消を促進する	文化交流を促進する	気軽に何でも相談できるような体制を充実する	健康づくりや医療面での支援サービスを充実する	自宅で受けられる支援サービスを充実する	施設に入所、通所して受けられる支援サービスを充実する	障がいのある人の生活を支えるヘルパーや職員、ボランティアを育てる	地域に住む人が力を合わせて、障がいのある人を支えていく体制づくりをすすめる
全体	387	35.4	8.3	38.2	23.5	22.7	21.7	24.0	15.8
身体障がい	202	29.7	5.9	32.7	23.3	23.3	14.9	19.3	13.9
知的障がい	107	48.6	15.0	46.7	29.9	28.0	37.4	40.2	25.2
精神障がい	78	38.5	6.4	43.6	24.4	19.2	17.9	16.7	12.8
重症心身障がい	1	—	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0
発達障がい	99	45.5	12.1	49.5	26.3	24.2	33.3	39.4	23.2
高次脳機能障がい	13	23.1	—	23.1	23.1	23.1	38.5	23.1	23.1
難病	40	52.5	15.0	40.0	22.5	22.5	7.5	25.0	10.0

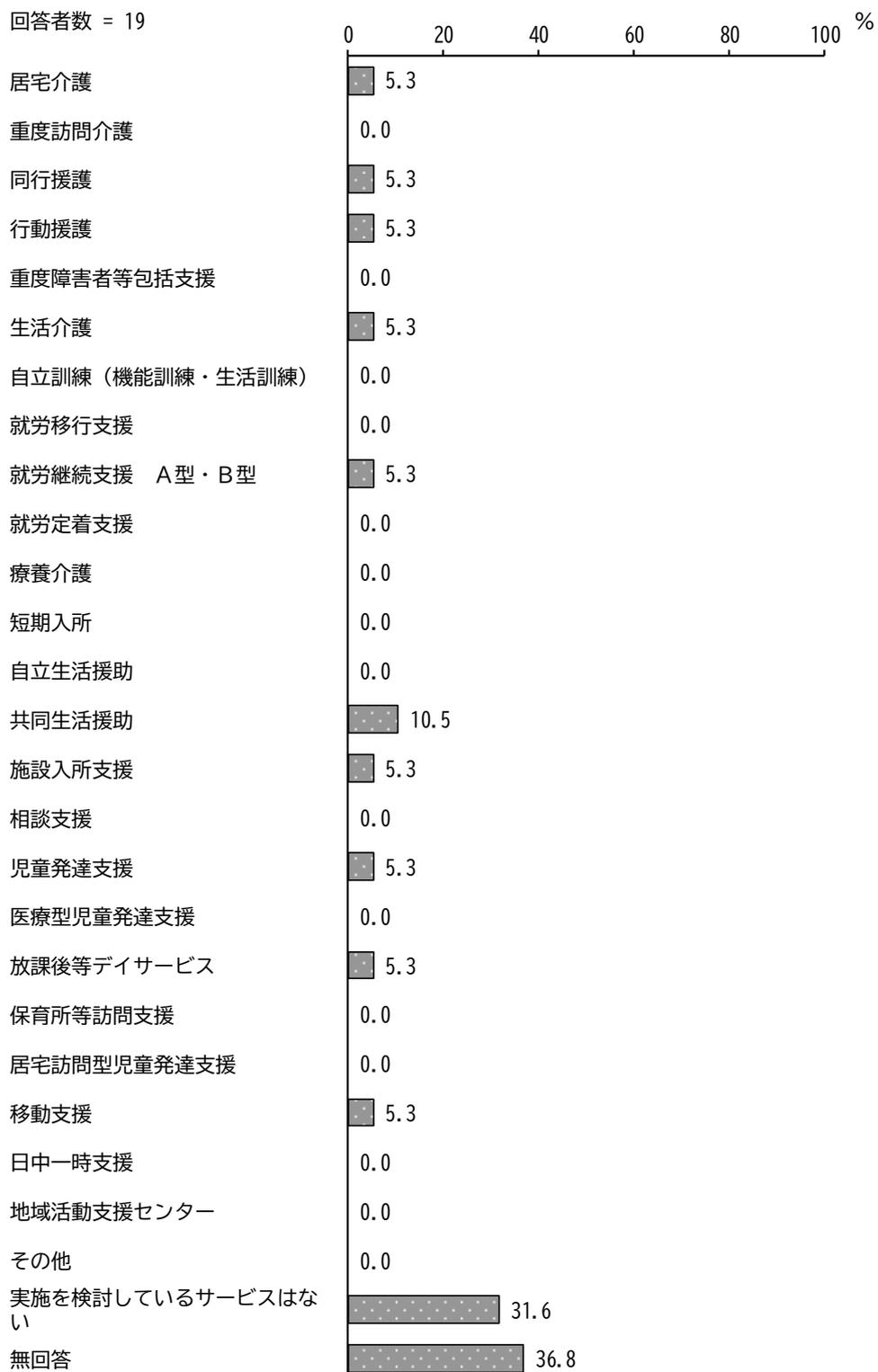
区分	障がいのある人の雇用を促進し、自立にむけた取り組みを充実する	障がいのある子どもの療育を充実する	放課後・学校休日のケアを充実する	年金・手当などの経済的な支援を充実する	住宅や交通機関など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりをすすめる	特になし	わからない	その他	無回答
全体	31.5	30.0	18.3	49.4	33.9	4.4	5.9	1.6	9.0
身体障がい	16.8	20.8	7.4	46.0	32.2	4.5	5.4	2.0	12.9
知的障がい	42.1	48.6	33.6	56.1	43.9	2.8	6.5	0.9	5.6
精神障がい	52.6	19.2	11.5	57.7	30.8	5.1	3.8	—	6.4
重症心身障がい	—	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
発達障がい	50.5	53.5	42.4	50.5	40.4	5.1	5.1	2.0	5.1
高次脳機能障がい	15.4	7.7	—	61.5	30.8	—	—	—	15.4
難病	25.0	27.5	15.0	60.0	52.5	7.5	2.5	2.5	5.0

(2) - 2 事業所調査

ア 新たに実施を検討しているサービスについて

「実施を検討しているサービスはない」の割合が31.6%と最も高く、次いで「共同生活援助」の割合が10.5%となっています。

回答者数 = 19

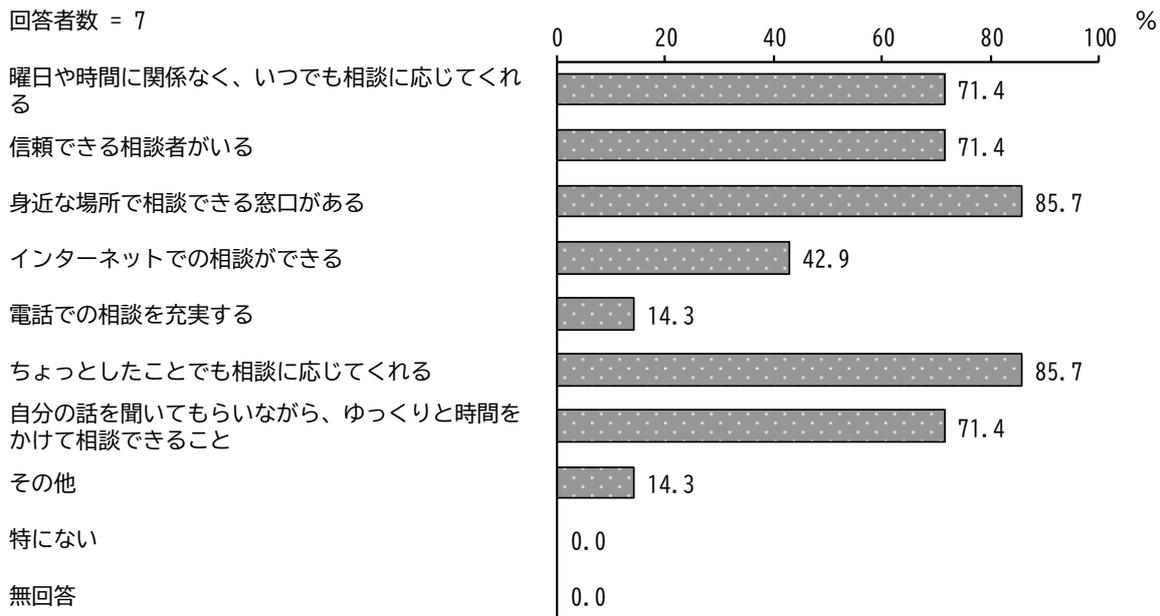


(2) - 3 団体調査

ア 相談しやすい体制をつくるために必要なこと

「身近な場所で相談できる窓口がある」、「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」が6件となっています。「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」、「信頼できる相談者がいる」が5件となっています。

回答者数 = 7



4 計画の進捗状況

(1) 第4期障がい者計画の進捗状況

① 事業の達成状況

庁内調査による第4期津島市障がい者計画における主な事業の達成状況は次の通りです。

基本目標1 障がいのある人への理解を深める人の輪づくり

【Ⅰ 啓発・広報活動の充実】

施策名	事業名	事業の進捗状況
啓発・広報活動の充実	シンボルマーク等の普及	・広報やホームページで情報提供を実施。機会があれば、他のイベントなどでも周知を図る。
福祉教育の推進	小中学校における福祉実践教室の充実	・盲導犬について知りたい・学びたいというニーズは把握しているものの、機関が少ないため対応できていない。

【Ⅱ 地域福祉活動の推進】

施策名	事業名	事業の進捗状況
地域の助け合い活動の推進と協働	ネットワークづくりの推進	・連携することができる団体が限られている。地域によって活動内容に差がある。

基本目標2 自立生活を支える基盤づくり

【Ⅰ 相談体制・情報提供の充実】

施策名	事業名	事業の進捗状況
情報提供の充実	情報収集機会の拡充	・障がい者相談支援事業や指定特定相談支援事業を実施しているが、一部の障がい者への訪問相談にとどまっている。 ・介護分野との連携を促進するためには、単発の説明会ではなく継続して説明する機会をつくる必要がある。
権利擁護*(成年後見制度*等)の推進	権利擁護(成年後見制度等)に関する相談支援体制の確立	・相談支援を行う人員が不足しており、専門的知識を持つ人材が必要である。

【Ⅱ 保健・医療の充実】

施策名	事業名	事業の進捗状況
保健・医療・福祉の連携強化	医療相談窓口の充実	・より充実した相談体制を整備する必要がある。
	訪問サービスの利用促進	・より充実したサービスの提供を実施する必要がある。

基本目標3 社会参加の仕組みづくり

【I 雇用・就労の促進】

施策名	事業名	事業の進捗状況
福祉的就労の場の確保	障がいのある人が提供する製品やサービスの購入・利用促進	・常設販売を確保できたが、テナント料などの課題がある。

基本目標4 安心して安全に暮らせるまちづくり

【I 生活環境の整備】

施策名	事業名	事業の進捗状況
住まいの確保	居住系サービスの充実	・日中サービス支援型グループホーム以外のグループホームについても、質の向上を図る仕組みが必要。

【II 防犯・防災・交通安全対策の充実】

施策名	事業名	事業の進捗状況
防犯・防災・交通安全対策の整備	災害時要配慮者*支援の充実	・対象者・避難支援等関係者、両者への当制度の周知と理解を広く求めることが必要。
	福祉避難所の整備	・施設数に限りがあるため、毎年の定量拡充は見込めない。

5 分野別課題

基本目標 1 障がいのある人への理解を深める人の輪づくり

(1) 啓発・広報活動の充実

- 障害者基本法では、身体、知的、精神の3障がいに加え、難病、発達障がい及びその他心身の機能に障がいのある人がその定義に加えられており、多様な障がいに対する理解を広めていくことが求められています。
- 差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが必要です。
- 幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

(2) 地域福祉活動の推進

- 地域のボランティア等の活動については、参加したい意欲のあるかたには、具体的な相談に応じ、きめ細かく活動内容を紹介する等、ボランティア活動の促進を図るための仕組みづくりが必要です。
- ボランティア活動を通じ相互の交流を深めていくために、地域で福祉活動に参加できる人材を支援していくことが必要であり、ボランティアのための人材の確保を図ることが求められています。

基本目標 2 自立生活を支える基盤づくり

(1) 相談体制・情報提供の充実

- 個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。
- それぞれの障がいによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。
- 成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。
- 障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していく必要があります。

(2) 保健・医療の充実

- 住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケア*が必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点*の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。
- 障がいや、発達がゆるやかな子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。また、乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

(3) 福祉サービスの充実

- 福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障がいのある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、サービスの提供体制を整備していく必要があります。
- 障がいのある人が高齢になり介護保険サービスを利用する場合、障がい福祉制度と介護保険制度の利用負担上限が異なるために新たな利用者負担が生じることや、これまで利用してきた障がい福祉サービス事業所とは別の介護保険サービス事業所を利用する場合がある等の課題があります。障がいのある人が高齢になっても安心してサービスが受けられるよう、支援のあり方を検討し充実させる必要があります。

基本目標3 社会参加の仕組みづくり

(1) 保育・教育の充実

- 特別支援教育*の視点を持つ教員を育成し個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要となっています。
- 障がいのある子どものライフステージ*に沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要となっています。

(2) 雇用・就労の促進

- 障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。
- 一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要となっています。

(3) 社会参加活動の促進

- 生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質*の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。また、今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

基本目標4 安心して安全に暮らせるまちづくり

(1) 生活環境の整備

- 障がいのある人が地域において自立し快適で安定した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の環境整備や、移動する上で、道路等の交通環境の整備が必要です。
- 公共的建築物や道路などの公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン*化を推進し、障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できるような環境の形成に取り組んでいくことが必要です。

(2) 防犯・防災・交通安全対策の充実

- 災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。
- 災害時要配慮者支援の制度について周知を図るとともに、福祉避難所の整備を図っていくことが必要です。
- 地域で安心・安全に日常生活を送るためには、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障がいのある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実などが必要であり、障がい者や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを活性化することにより、地域における防犯対策を推進する必要があります。